

「河川管理者の責任」－責任の中身を問う

中川芳江

この度の河川管理者の、淀川水系河川整備計画策定の「進め方」について、強い憤りを感じております。憤りの対象は、ダムを計画に位置づけているという「結果」ではありません。憤りの対象は、策定プロセスそのものであり、「見切り発車」の理由として「河川管理者の責任」を挙げておられる点です。

つきましては、淀川水系流域委員会におかれましては、以下の2点について河川管理者から明確な回答を得て頂きたいと思えます。

また、同様に、以下の2点について委員会としてのご意見（集約に至らない場合には委員ごとのご意見）をご明示下さい。

淀川水系に対して負担金を担う兵庫県の県民として、阪神水道を經由して琵琶湖・淀川水系の水の恩恵に浴する兵庫県の県民として、そして、水害を経験した国民として、「河川管理者の責任」の中身を具体的に問います。

過去の判例を踏襲すれば、例えば超過洪水に対して河川管理者は責任を追うことはしません。「河川管理者の責任」を主張するのであれば、これらの判例を覆して、徹底して責任を追って頂かねばなりません。反対に、以下の2点について責任を負えないのであれば、「河川管理者の責任」を主張するのはやめて頂かねば論理的に不整合です。

「河川管理者の責任」とは「どのような規模の洪水が発生した時でも致命的な被害を防ぐこと」ではないのですか。「モデル降雨から想定された規模に備えた洪水調節施設を建設すること」だけが「河川管理者の責任」ではありません。もしも後者だと言うならば、そのような行政執行能力のない河川管理者は納税者として拒否します。

- 1、整備計画で想定している計画規模以下の降雨による洪水で被害が発生した場合（例えば、H. W. L以下の水位での破堤や漏水）、「河川管理者の責任」は被害に対してどのように発揮されるのか、具体的に明示して下さい。
- 2、整備計画で想定している計画規模を超える降雨による洪水（いわゆる超過洪水）によって発生しうる事象や被害に対してどのように「河川管理者の責任」を発揮されるのか具体的に明示して下さい。なお、過去の判例として、超過洪水に対して国（河川管理者）に責任はないと主張しそれが認められた「大東水害訴訟昭和53年最高裁判決」や最近では「東海豪雨新川訴訟名古屋地裁平成20年判決」があります。

以上